

○自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）

令和 8 年 9 月 30 日改正
国自審第 1685 号
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
自動車型式認証実施要領について（依命通達） 目次～第 7（略） 別添 1 自動車型式指定実施要領 目 次～第 1（略） 第 2 申請書 申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。 (1)（略） (2) 検査主任技術者の氏名及び経歴欄には、検査主任技術者の氏名、生年月日及び職歴を記載すること。ただし、<u>指定を受けた自動車の製作者等（以下「指定製作者等」という。）</u>が申請する場合にあっては、職歴に代えて現在の役職を記載することができる。 なお、検査主任技術者とは、次の業務に関する実質的な権限を有するものをいう。 (ア)～(ウ)（略） 第 3～第 5（略） 第 6 完成検査 1～4（略） 5 <u>指定製作者等</u>は、次に掲げる書類を完成検査を行う事業場に備えておくこと。 (1)～(4)（略） 6～9（略）	自動車型式認証実施要領について（依命通達） 目次～第 7（略） 別添 1 自動車型式指定実施要領 目 次～第 1（略） 第 2 申請書 申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。 (1)（略） (2) 検査主任技術者の氏名及び経歴欄には、検査主任技術者の氏名、生年月日及び職歴を記載すること。ただし、<u>指定製作者等</u>が申請する場合にあっては、職歴に代えて現在の役職を記載することができる。 なお、検査主任技術者とは、次の業務に関する実質的な権限を有するものをいう。 (ア)～(ウ)（略） 第 3～第 5（略） 第 6 完成検査 1～4（略） 5 <u>指定を受けた自動車の製作者等（以下「指定製作者等」という。）</u>は、次に掲げる書類を完成検査を行う事業場に備えておくこと。 (1)～(4)（略） 6～9（略）

第7～第18（略）

別表～別紙1（略）

別紙2（第7関係）

完成検査終了証の記載方法

1 完成検査終了証の記載

(1)～(8)（略）

(9) 「長さ」「幅」「高さ」

完成検査の際に測定した値と諸元表に記載されている長さ、幅、高さとの差が、別表の範囲内にあるときに限り、諸元表に記載されている値を小数第3位以下を切り捨てて、次の例により記載すること。

「4.36m」

(10)（略）

(11) 「総排気量又は定格出力」

諸元表に記載されている値を総排気量はリットル単位により、小数第3位以下を切り捨てて記載し、定格出力はキロワット単位により、小数第2位以下を切り捨てて記載すること。

(12)～(16)（略）

2～3（略）

別表～第2号様式の2（略）

第3号様式の1（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

1.～1.6.（略）		
1.8.	運転位置： <u>左／中央／右</u> Hand of drive : <u>left/center/right</u>	
2.～6.6.1.1.1.1.（略）		
6.6.1.1.1.2.	負荷能力指数 <u>Load-capacity</u> index	
6.6.1.1.1.3.～6.6.1.1.2.1.（略）		
6.6.1.1.2.2.	負荷能力指数	

第7～第18（略）

別表～別紙1（略）

別紙2（第7関係）

完成検査終了証の記載方法

1 完成検査終了証の記載

(1)～(8)（略）

(9) 「長さ」「幅」「高さ」

完成検査の際に測定した値と諸元表に記載されている長さ、幅、高さとの差が、別表の範囲内にあるときに限り、諸元表に記載されている値を小数点以下第3位を切り捨てて、次の例により記載すること。

「4.36m」

(10)（略）

(11) 「総排気量又は定格出力」

諸元表に記載されている値を総排気量はリットル単位により、小数点第3位以下を切り捨てて記載し、定格出力はキロワット単位により、小数点第2位以下を切り捨てて記載すること。

(12)～(16)（略）

2～3（略）

別表～第2号様式の2（略）

第3号様式の1（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

1.～1.6.（略）		
1.8.	運転位置： <u>左／右</u> Hand of drive : <u>left/right</u>	
2.～6.6.1.1.1.1.（略）		
6.6.1.1.1.2.	負荷能力指数 <u>Loadcapacity</u> index	
6.6.1.1.1.3.～6.6.1.1.2.1.（略）		
6.6.1.1.2.2.	負荷能力指数	

	<u>Load-capacity</u> index	
6.6.1.1.2.3.～9.9.1.3. (略)		
9.9.2.	後方等確認装置	
9.10.～17. (略)		
性能 Performance		
制動停止距離 (m) (初速 (km/h)) ～燃料消費率 (燃料電池自動車) (km/kg) (略)		
	<u>一充填走行距離 (燃料電池自動車) (km)</u> <u>Running distance per refuelling(Fuel cell vehicle) (km)</u>	
	<u>供給停止圧力 (燃料電池自動車) (MPa)</u> <u>Fuel tank supply cut-off pressure(Fuel cell vehicle) (MPa)</u>	
	<u>認可使用可能バッテリーエネルギー (電気自動車、プラグインハイブリッド自動車) (kWh)</u> <u>Certified usable battery energy(Electric vehicle,Plug-in hybrid vehicle) (kWh)</u>	

第3号様式の2 (諸元表) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

1.～6.18.1.1.3. (略)		
6.18.1.2.	負荷能力指数 <u>Load-capacity</u> index	
6.18.1.3.～性能 (略)		

	<u>Loadcapacity</u> index	
6.6.1.1.2.3.～9.9.1.3. (略)		
9.9.2.	後方等確認装置 <u>:</u>	
9.10.～17. (略)		
性能 Performance		
制動停止距離 (m) (初速 (km/h)) ～燃料消費率 (燃料電池自動車) (km/kg) (略)		
	<u>(新設)</u>	
	<u>(新設)</u>	
	<u>(新設)</u>	

第3号様式の2 (諸元表) (用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。)

1.～6.18.1.1.3. (略)		
6.18.1.2.	負荷能力指数 <u>Loadcapacity</u> index	
6.18.1.3.～性能 (略)		

第3号様式の3（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

重心高～内圧容器（略）

性能

最高速度（km/h）	
最小回転半径（m）	
制動停止距離（m）（初速（km/h））	
主ブレーキ：制動力（N）（踏力（N））	
主ブレーキ：効きおくれ時間（秒）	
駐車ブレーキ：制動力（N）（操作力（N））	
定地燃料消費率（km/L）	
一充電走行距離（km）	
交流電力量消費率（電気自動車）（Wh/km）	
<u>一充填走行距離（燃料電池自動車）（km）</u>	
<u>供給停止圧力（燃料電池自動車）（MPa）</u>	
<u>認可使用可能バッテリーエネルギー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）（kWh）</u>	
その他	

その他～備考（略）

別添2（略）

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次～第5（略）

第6 出荷検査

1～5（略）

第3号様式の3（諸元表）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

重心高～内圧容器（略）

性能

最高速度（km/h）	
最小回転半径（m）	
制動停止距離（m）（初速（km/h））	
主ブレーキ：制動力（N）（踏力（N））	
主ブレーキ：効きおくれ時間（秒）	
駐車ブレーキ：制動力（N）（操作力（N））	
定地燃料消費率（km/L）	
一充電走行距離（km）	
交流電力量消費率（電気自動車）（Wh/km）	
<u>（新設）</u>	
<u>（新設）</u>	
<u>（新設）</u>	
その他	

その他～備考（略）

別添2（略）

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次～第5（略）

第6 出荷検査

1～5（略）

6 施行規則第 62 条の 3 第 5 項による型式認定番号標を表示後、車両番号の指定又はこれに準ずる標識の交付を受けるまでの間において、天災若しくは事故等により損傷を受けた検査対象外軽自動車等の構造、装置又は性能の一部を修復する場合又は、検査対象外軽自動車等の効率的な輸送のため、装置の一部を脱着する場合にあっては、型式認定番号標が有効と判断できる範囲内において、当該検査対象外軽自動車等の装置の一部を脱着することができる。

この場合において「検査対象外軽自動車等の構造、装置又は性能の一部」とは、修復した装置が交換可能な装置（例えば風防、後写鏡等）又はごく小規模の板金等により修復が完了するものをいい、大規模な修復は含まないものとする。

第 7～第 14（略）

附則 1 自動車等の同一型式判定要領

第 1～第 3（略）

別表第 1（略）

別表第 2（製作誤差の範囲）

（削除）

（新設）

第 7～第 14（略）

附則 1 自動車等の同一型式判定要領

第 1～第 3（略）

別表第 1（略）

別表第 2（製作誤差の範囲）

項 目		長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	車両重量 (kg)	備考
自動車等の種類						
乗 用	普 通 自 動 車	±30	±20	±40	±60	
	小型自動車	二輪車以外の自動車	±30	±20	±40	±50
		二 輪 車	±30	±20	±30	±10
	軽自動車	二輪車以外の自動車	±30	±20	±40	±40
		二 輪 車	±30	±20	±30	±10

項 目		長さ (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)	車両重量 (kg)	備 考
自動車等の種類						
乗用車（二輪自動車を除く）	普通自動車	±30	±20	±40	±60	
	小型自動車	±30	±20	±40	±50	
	軽自動車	±30	±20	±40	±40	
乗合自動車及び貨物自動車	普通自動車	±50	±30	±60	±100	
	小型自動車	±30	±20	±40	±60	
	軽自動車	±30	±20	±40	±40	
大型特殊自動車		±50	±30	±60	±200	

車	原動機付 自転車	四輪の一般原付（一般 小型原付を除く。）	<u>±30</u>	<u>±20</u>	<u>±30</u>	<u>±40</u>	
		上記以外の一般原付及 び特定小型	<u>±30</u>	<u>±20</u>	<u>±30</u>	<u>±10</u>	
乗 び 合 貨 物 自 動 自 車 動 及 車	普 通 自 動 車		<u>±50</u>	<u>±30</u>	<u>±60</u>	<u>±100</u>	
	小 型 自 動 車		<u>±30</u>	<u>±20</u>	<u>±40</u>	<u>±60</u>	
	軽 自 動 車		<u>±30</u>	<u>±20</u>	<u>±40</u>	<u>±40</u>	
大 型 特 殊 自 動 車			<u>±50</u>	<u>±30</u>	<u>±60</u>	<u>±200</u>	
小 型 特 殊 自 動 車（農耕作業用のもの を除く。）			<u>±40</u>	<u>±20</u>	<u>±40</u>	<u>±100</u>	
農耕作業用小型特殊自動車			<u>±50</u>	<u>±30</u>	<u>±60</u>	<u>±200</u>	

（新設）

小型特殊自動車	農耕作業用のもの	<u>±50</u>	<u>±30</u>	<u>±60</u>	<u>±200</u>	
	上記以外のもの	<u>±40</u>	<u>±20</u>	<u>±40</u>	<u>±100</u>	
二輪自動車		<u>±30</u>	<u>±20</u>	<u>±30</u>	<u>±10</u>	
原動機付自転車	二輪を有するもの (側車付のものを含む)	<u>±30</u>	<u>±20</u>	<u>±30</u>	<u>±10</u>	
	上記以外のもの	<u>±30</u>	<u>±20</u>	<u>±30</u>	<u>±40</u>	

附則 2～附則 3 (略)

附則 4 自動車型式指定申請書等提出要領

第 1～第 4 (略)

別表第 1～別紙 2－3 (略)

別紙 3 技術基準適合証明書様式例 (第 2 関係)

令和 年 月 日 Date: Y. M. D. 国 土 交 通 大 臣 殿 To: The Minister <u>of</u> Land, Infrastructure, <u>Transport and Tourism</u> 技術基準適合証明書 Certificate of Conformity to Technical Standards (略)
--

記載方法 (略)

附則 2～附則 3 (略)

附則 4 自動車型式指定申請書等提出要領

第 1～第 4 (略)

別表第 1～別紙 2－3 (略)

別紙 3 技術基準適合証明書様式例 (第 2 関係)

令和 年 月 日 Date: Y. M. D. 国 土 交 通 大 臣 殿 To: The Minister <u>for</u> Land, Infrastructure, <u>and Transport</u> 技術基準適合証明書 Certificate of Conformity to Technical Standards (略)

記載方法 (略)

附則 4 の 2 (略)

附則 5 自動車等の諸元表の記載要領

第 1 (略)

第 2 項目別記載要領

1 (略)

2 自動車の構造等に係る第 3 号様式の 1 の記載要領

①構造

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

1. 車両構造上の一般的特徴

1.3.2. ～1.6. (略)

1.8. 運転位置：左／中央／右

運転者席の位置について、記載する。

2. ～17. (略)

②性能

1. ～6. (略)

7. 一充電走行距離

電池のみを動力源として走行する自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定した一充電走行距離を記載（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度 (km/h) を () 書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を切り捨てる。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 120 (WLTC モード)

150 (JC08 モード)

附則 4 の 2 (略)

別添 5 自動車等の諸元表の記載要領

第 1 (略)

第 2 項目別記載要領

1 (略)

2 自動車の構造等に係る第 3 号様式の 1 の記載要領

①構造

各項目の記載については、日本語に加えて、英語訳を併記することができる。

1. 車両構造上の一般的特徴

1.3.2. ～1.6. (略)

1.8. 運転位置：左／右

運転者席の位置について、記載する。

2. ～17. (略)

②性能

1. ～6. (略)

7. 一充電走行距離

電池のみを動力源として走行する自動車にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定した一充電走行距離を記載（特殊自動車にあっては、省略して差し支えない。）し、走行モード又は試験速度 (km/h) を () 書で次の例により付記する。走行距離の記載値は整数位までとし、小数第 1 位以下を切り捨てる。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

例 120 (WLTC モード)

150 (JC08 モード)

500 (JH25 モード)

8.～18. (略)

19. LMH 燃料消費率

WLTC モード燃料消費率が測定された自動車（プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車を除く。）にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした各フェーズ固有値を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(7) 記載値は小数第 1 位までとし、第 2 位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.1 km/L 毎とする。

例 L : 20.5 M : 23.4 H : 26.8

20. 燃料消費率（燃料電池自動車）(略)

21. 一充填走行距離（燃料電池自動車）

圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて求めた一充填走行距離（燃料電池自動車）を記載し、走行モードを（ ）書で次の例により付記する。

走行距離の記載値は整数位までとし、20km 毎の倍数に切り捨てて記載する。

例 120 (WLTC モード)

22. 供給停止圧力（燃料電池自動車）

圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。以下同じ。）を燃料とする乗車定員 9 人以下の乗用自動車、乗車定員 10 人以上の乗用自動車（車両総重量 3.5 トン以下のものに限る。）及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物自動車であって、型式指定に係るものについて、審査事務

(新設)

8.～18. (略)

19. LMH 燃料消費率

WLTC モード燃料消費率が測定された自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）にあっては、審査事務規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づいて測定をした各フェーズ固有値を次により記載する。ただし、測定した値に代えて設計値を記載してもよい。

(7) 記載値は小数第 1 位までとし、第 2 位を四捨五入する。

(イ) 使用する数値は、0.1 km/L 毎とする。

例 L : 20.5 M : 23.4 H : 26.8

20. 燃料消費率（燃料電池自動車）(略)

(新設)

(新設)

<u>規程別添の試験規程又は協定規則第 154 号に基づき圧縮水素ガスの供給停止判定条件として設定した圧力 (MPa) を記載する。</u> <u>供給停止圧力は小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで記載又は小数第 1 位を四捨五入し、整数値まで記載する。</u>	
<u>23. 認可使用可能バッテリーエネルギー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）</u> <u>電池のみを動力源として走行する自動車及びガソリン・電気、LPG・電気、軽油・電気又は水素・電気を燃料とする自動車であって、型式指定に係るものについて、協定規則第 154 号、世界技術規則第 22 号及びそれらに基づく審査事務規程別添の試験規程の技術的要件による場合にあっては、認証時における車両の調整された測定使用可能バッテリーエネルギー (kWh)、世界技術規則第 25 号及びそれに基づく審査事務規程別添の試験規程の技術的要件による場合にあっては、製作者が設計上定めた使用可能バッテリーエネルギー (kWh) を記載する。ただし、認可時に計測した使用可能バッテリーエネルギーは、当該申告値以上でなければならない。</u> <u>認可使用可能バッテリーエネルギーは有効数値 4 桁目を四捨五入し、有効数値 3 桁を記載する。</u>	<u>(新設)</u>
3 自動車の構造等に係る第 3 号様式の 2 の記載要領（略）	3 自動車の構造等に係る第 3 号様式の 2 の記載要領（略）
4 自動車の構造等に係る第 3 号様式の 3 の記載要領 4-1～31-9（略）	4 自動車の構造等に係る第 3 号様式の 3 の記載要領 4-1～31-9（略）
<u>31-10 一充填走行距離（燃料電池自動車）</u> <u>附則 5 第 2 2 ② 21. に則り記載する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>31-11 供給停止圧力（燃料電池自動車）</u> <u>附則 5 第 2 2 ② 22. に則り記載する。</u>	<u>(新設)</u>
<u>31-12 認可使用可能バッテリーエネルギー（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）</u> <u>附則 5 第 2 2 ② 23. に則り記載する。</u>	<u>(新設)</u>
32-1～33-1（略）	32-1～33-1（略）

附則 5 の 2 電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領

第 1 ～第 3 （略）

別紙 1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

- 1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の 1 から 56、59 から 64、66 から 70 及び 80 から 85 に分けて分類する。
- 2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
- 3 電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（半角、小文字）とする。
- 4 45 及び 55 の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
- 5 2 の添付書面については、TXT 形式で提出すること。
- 6 81 の添付書面については、EXCEL 形式で提出すること。

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1 ～80（略）			
<u>81</u>	<u>特定共通構造部（多仕様自動車）の範囲</u>	<u>EXCEL形式</u>	<u>souchihani</u>
82	内部統制システムの概要を記載した書面	PDF形式	naibutousei
<u>83</u>	<u>FMVSSに適合していることを証する書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>fmvsstekigou</u>
<u>84</u>	<u>安全性確保及び公害防止に係る書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>anzenkakuho</u>
<u>85</u>	<u>改善措置を行う能力を有することを証する書面</u>	<u>PDF形式</u>	<u>kaizenouryoku</u>

注） 項番 64 及び 66 の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和 2 年国土交通省令第 66 号）第四条を示す。

備考 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の認定に係る場合、添付書面名欄の「完成検査」を「出荷検査」に読み替える。

附則 5 の 2 電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領

第 1 ～第 3 （略）

別紙 1 電子申請を行う際の添付書面作成要領

- 1 審査・リコール課関係の申請等に係る添付書面を下表の 1 から 56、59 から 64、66 から 70、80 及び 82 に分けて分類する。
- 2 各申請等に必要な添付書面のみ提出すること。
- 3 電子申請時に添付するファイル名は下記のとおり（半角、小文字）とする。
- 4 45 及び 55 の添付書面については、縮小は行わず原寸大のものを添付すること。
- 5 2 の添付書面については、TXT 形式で提出すること。
- (新設)

項番	添付書面名	ファイル形式	ファイル名
1 ～80（略）			
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
82	内部統制システムの概要を記載した書面	PDF形式	naibutousei
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

注） 項番 64 及び 66 の「第四条」とは、「自動車の特定改造等の許可に関する省令」（令和 2 年国土交通省令第 66 号）第四条を示す。

備考 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の認定に係る場合、添付書面名欄の「完成検査」を「出荷検査」に読み替える。

別紙2～別表1－1（略）

別表1－2

自動車諸元表 CSV 化レコード項目一覧表（類別データ項目）

項番	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	バイト	属性	①～⑫	内容
1～52（略）							
53		空車重量（後軸重）（ <u>後後軸重</u> ）	V0500	5	半角	（略）	（略）
54～90（略）							
91	最高出力（kW/rpm）	最高出力	V0850	4	半角	（略）	・半角数字4桁以内（××××又は×.×の形式）で設定する。（原動機がない場合は設定不要） ・kW単位で設定する。 ・10kW未満は<u>小数</u>第1位まで、10kW以上は整数値で記載する。
92～94（略）							
95	最大トルク（N・m/rpm）	最大トルク	V0890	4	半角	（略）	・半角数字4桁以内（××××又は

別紙2～別表1－1（略）

別表1－2

自動車諸元表 CSV 化レコード項目一覧表（類別データ項目）

項番	諸元項目名	諸元項目細分化項目名	項目コード	バイト	属性	①～⑫	内容
1～52（略）							
53		空車重量（後軸重）（ <u>後前軸重</u> ）	V0500	5	半角	（略）	（略）
54～90（略）							
91	最高出力（kW/rpm）	最高出力	V0850	4	半角	（略）	・半角数字4桁以内（××××又は×.×の形式）で設定する。（原動機がない場合は設定不要） ・kW単位で設定する。 ・10kW未満は<u>小数点</u>第1位まで、10kW以上は整数値で記載する。
92～94（略）							
95	最大トルク（N・m/rpm）	最大トルク	V0890	4	半角	（略）	・半角数字4桁以内（××××又は

							は×.×の形式)で設定する。(原動機がない場合は設定不要) ・N・m単位で設定する。 ・10Nm未満は <u>小数</u> 第1位まで、10Nm以上は整数値で記載する。
96～152（略）							
附則 6 自動車等の外観図の記載要領							
1～2（略）							
別表							
項目	区別	対象		備考			
		専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車	その他の自動車				
寸法～灯火器類（略）							

							は×.×の形式)で設定する。(原動機がない場合は設定不要) ・N・m単位で設定する。 ・10Nm未満は <u>小数点</u> 第1位まで、10Nm以上は整数値で記載する。
96～152（略）							
附則 6 自動車等の外観図の記載要領							
1～2（略）							
別表							
項目	区別	対象		備考			
		専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車	その他の自動車				
寸法～灯火器類（略）							

乗車装置	乗車位置 座席幅 座席奥行 座席間隙	○	○ ○ ○ ○	<u>二輪自動車（側車付きを含む。）及び二輪の原動機付自転車にあっては、記載を省略することができる。</u> 設計標準位置の場合にあっては、数値に「(標準)」と付記すること。
後写鏡等	後写鏡の取付高さ並びに前車軸からの距離	○	○	<u>二輪自動車（側車付きを含む。）及び二輪の原動機付自転車にあっては、記載を省略することができる。</u>
	直前確認鏡の取付高さ	○	○	
	直左確認鏡の取付高さ	○	○	
	直後確認鏡の取付高さ（車室外後写鏡に限る。）	○	○	ただし、構造・装置の概要説明書に詳細の記載を行った場合又は、後写鏡等と兼用する場合には省略することができる。
	直前直左右確認装置の取付高さ（車室外に備える確認鏡に限る。）	○	○	
トラックのキャブ幅等～連結装置等（略）				
(注) 1. ～ 3. (略)				
別記様式 1～別記様式 2（略）				

乗車装置	乗車位置 座席幅 座席奥行 座席間隙	○	○ ○ ○ ○	<u>(新設)</u> 設計標準位置の場合にあっては、数値に「(標準)」と付記すること。
後写鏡等	後写鏡の取付高さ並びに前車軸からの距離	○	○	<u>(新設)</u>
	直前確認鏡の取付高さ	○	○	
	直左確認鏡の取付高さ	○	○	
	直後確認鏡の取付高さ（車室外後写鏡に限る。）	○	○	ただし、構造・装置の概要説明書に詳細の記載を行った場合又は、後写鏡等と兼用する場合には省略することができる。
	直前直左右確認装置の取付高さ（車室外に備える確認鏡に限る。）	○	○	
トラックのキャブ幅等～連結装置等（略）				
(注) 1. ～ 3. (略)				
別記様式 1～別記様式 2（略）				

附則 7～附則 7 の 2 （略）

附則 9 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合 （指定製作者等に限る。） に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

保安基準、 細目告示及 び適用 <u>関係</u> 告示条項	技術基準	同等と認められる外国の 試験方法	最終確認年月 日
細目告示第11条第3項第1号～細目告示第67条（略）			
<u>細目告示第 67条の7 第1項</u>	<u>眠気警報装置 の技術基準</u>	<u>ECE 182 EEC 2021/1341</u>	<u>令和8年9月 30日</u>
<u>細目告示第 67条の8 第1項</u>	<u>脇見警報装置 の技術基準</u>	<u>ECE 183 EEC 2023/2590</u>	<u>令和8年9月 30日</u>
細目告示第68条第1項第2号～細目告示第70条（略）			

備考 1～5 （略）

附則 13～「一酸化炭素等発散防止装置の取扱要領」（略）

附則 16 検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領

第 1～第 4 （略）

別記様式～別表第 1 （略）

別表第 2 （申請書等の添付書面・地方運輸局用）（第 2 関係）

整		提出時の注意事項	提出の要否
---	--	----------	-------

附則 7～附則 7 の 2 （略）

附則 9 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

保安基準、 細目告示及 び適用 <u>整理</u> 告示条項	技術基準	同等と認められる外国の 試験方法	最終確認年月 日
細目告示第11条第3項第1号～細目告示第67条（略）			
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>	<u>（新設）</u>
細目告示第68条第1項第2号～細目告示第70条（略）			

備考 1～5 （略）

附則 13～「一酸化炭素等発散防止装置の取扱要領」（略）

附則 16 検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領

第 1～第 4 （略）

別記様式～別表第 1 （略）

別表第 2 （申請書等の添付書面・地方運輸局用）（第 2 関係）

整		提出時の注意事項	提出の要否
---	--	----------	-------

理 番 号	添付書面の 名称		検査対象外軽 自動車に係る 場合		原動機付自転 車に係る場合		小型 特殊 自動 車に 係る 場合 （農 耕作 業用 自動 車等 を除 く。 ）
			二輪 の自 動車 に係 ると き	その 他の 自動 車に 係ると き	二輪 の自 転車 に係 ると き	その 他の 自転 車に 係ると き	
1～10（略）							
11	計算書						
	(1) 車わく 強度計算書 <u>（最大積載 量を有する 自動車に限 る。）</u>	ストレンゲージ等 による測定成績書を もってこれに代える ことができる。		○		○	○
	(2)～(3) （略）						
12～25（略）							
備考 1～4（略）							
別紙～別紙 2－3（略）							
附則 17 検査対象外軽自動車等審査実施要領							
本通達の別添 3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の 型式認定要領」に基づき、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下							

理 番 号	添付書面の 名称		検査対象外軽 自動車に係る 場合		原動機付自転 車に係る場合		小型 特殊 自動 車に 係る 場合 （農 耕作 業用 自動 車等 を除 く。 ）
			二輪 の自 動車 に係 ると き	その 他の 自動 車に 係ると き	二輪 の自 転車 に係 ると き	その 他の 自転 車に 係ると き	
1～10（略）							
11	計算書						
	(1) 車わく 強度計算書	ストレンゲージ等 による測定成績書を もってこれに代える ことができる。		○		○	○
	(2)～(3) （略）						
12～25（略）							
備考 1～4（略）							
別紙～別紙 2－3（略）							
附則 17 検査対象外軽自動車等審査実施要領							
本通達の別添 3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の 型式認定要領」に基づき、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下							

同じ。)が行うこととされている検査対象外軽自動車等が保安基準及び技術基準の規定に適合しているかどうかについての審査は、下記により実施する。

記

1. ～2. (略)

別表第1

整理番号	試験項目の名称	審査時の注意事項	試験の要否		
			検査対象外軽自動車及び原動機付自転車に係る場合		小型特殊自動車（農耕作業用自動車等を除く。）に係る場合
			二輪の自動車及び二輪の自転車に係るとき	その他の自動車及び自転車に係るとき	
1～31（略）					
32	最高速度試験	最高速度が50キロメートル毎時を超える原動機付三・四輪自転車、 <u>二輪の自動車及び二輪の自転車に係る場合</u> 又は最高速度が13キロメートル毎時以下の小型特殊自動車であって附則16別表第2	○	○	○

同じ。)が行うこととされている検査対象外軽自動車等が保安基準及び技術基準の規定に適合しているかどうかについての審査は、下記により実施する。

記

1. ～2. (略)

別表第1

整理番号	試験項目の名称	審査時の注意事項	試験の要否		
			検査対象外軽自動車及び原動機付自転車に係る場合		小型特殊自動車（農耕作業用自動車等を除く。）に係る場合
			二輪の自動車及び二輪の自転車に係るとき	その他の自動車及び自転車に係るとき	
1～31（略）					
32	最高速度試験	最高速度が50キロメートル毎時を超える原動機付三・四輪自転車及び <u>最高速度が80キロメートル毎時を超える検査対象外軽自動車等に係る場合</u> 、又は最高速度が13キロメートル毎時以下の小型	○	○	○

		整理番号 11(3)最高速度計算書を提出した場合には、実施を省略して差し支えない。						特殊自動車であって附則16 別表第2 整理番号11(3)最高速度計算書を提出した場合には、実施を省略して差し支えない。			
33～40（略）						33～40（略）					
備考1～4（略）						備考1～4（略）					
別紙～別記様式3（略）						別紙～別記様式3（略）					
附則18（略）						附則18（略）					
附則19 第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置に係る事務取扱要領						附則19 第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置に係る事務取扱要領					
第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等については、この通達の附則18「第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置」により規定しているが、事務取扱いについては、本取扱要領によること。						第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等については、この通達の附則18「第一種一般原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置」により規定しているが、事務取扱いについては、本取扱要領によること。					
1. ～2.（略）						1. ～2.（略）					
3. 適用の細目						3. 適用の細目					
(1) 附則18 1. (1)中「最高速度については、60km/h 以下を目途に設計すること。」については、設計最高速度が60km/h 以下であることをいう。 なお、設計最高速度を実測する場合の試験方法等は次によるものとする。						(1) 附則18 1. (1)中「最高速度については、60km/h 以下を目途に設計すること。」については、設計最高速度が60km/h 以下であることをいう。 なお、設計最高速度を実測する場合の試験方法等は次によるものとする。					

① 試験方法：審査事務規程 別添試験規程 最高速度試験（TRIAS99-002-02）に準じた方法とする。

②（略）

(2)（略）

4. その他、型式認定等審査の留意事項

(1)～(2)（略）

（削除）

（削除）

（図削除）

（削除）

（3）（略）

別添（略）

附則 20～附則 21（略）

附 則

令和 8 年 9 月 30 日改正（国自審第 1685 号）

（適用時期）

1. 本改正規定は、令和 8 年 9 月 30 日より施行する。

① 試験方法：独立行政法人自動車技術総合機構 審査事務規程（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）別添試験規程 最高速度試験（TRIAS99-002-01）に準じた方法とする。

②（略）

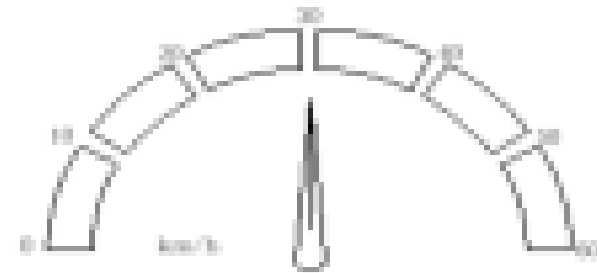
(2)（略）

4. その他、型式認定等審査の留意事項

(1)～(2)（略）

（3）速度計の速度目盛りの表示（文字）は、最大 60 km/h までとする。

「例示（指示針式）」



（30 km/h の表示は、中央付近が望ましい。）

（4）（略）

別添（略）

附則 20～附則 21（略）

（新設）

2. 令和8年9月30日以降に別添1 第3号様式の1又は第3号様式の2を用いて型式指定申請又は既指定自動車型式指定申請をする際、令和8年9月30日以前に型式を取得した車両に搭載された変速機と同型の変速機の変速比の記載については、附則5 第2 2 ①構造 4.6.及び同附則 第2 3 ①構造 3.5.4.中「記載値は小数第3位までとし、第4位を四捨五入する。」とあるのは、「記載値は小数第3位までとし、第4位以下を切り捨てる。」と読み替えることができる。